

大豊町過疎地域持続的発展計画書（案）

自 令和8年度
至 令和12年度

高知県大豊町

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	大豊町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	7
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7)	計画期間	7
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	8
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	9
(1)	現況と問題点	9
(2)	その対策	9
(3)	事業計画	11
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	11
3	産業の振興	12
(1)	現状と問題点	12
(2)	その対策	13
(3)	事業計画	16
(4)	産業振興促進事項	20
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	20
4	地域における情報化	21
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	21
(3)	事業計画	22
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	22
5	交通施設の整備、交通手段の確保	23
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	23
(3)	事業計画	25
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	26
6	生活環境の整備	27
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	27
(3)	事業計画	30
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	31

7 子育て環境補確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	3 2
(1) 現況と問題点	3 2
(2) その対策	3 3
(3) 事業計画	3 6
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 9
8 医療の確保	4 0
(1) 現況と問題点	4 0
(2) その対策	4 0
(3) 事業計画	4 1
9 教育の振興	4 3
(1) 現況と問題点	4 3
(2) その対策	4 3
(3) 事業計画	4 5
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 5
10 集落の整備	4 6
(1) 現況と問題点	4 6
(2) その対策	4 6
(3) 事業計画	4 7
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 7
11 地域文化の振興等	4 8
(1) 現況と問題点	4 8
(2) その対策	4 8
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 8
12 再生可能エネルギーの利用の推進	4 9
(1) 現状と問題点	4 9
(2) その対策	4 9
13 過疎地域持続的発展特別事業	5 0

1 基本的な事項

(1) 大豊町の概況

(自然的条件)

本町は、四国山地の中央部に位置し、高知県の北の玄関口として徳島県最西部と愛媛県最東部に境を接しています。

町域は東西32km、南北28kmで、面積は315.06 km²と広大な行政区域を有しています。また、林野率は88.0%で、集落は吉野川及びその支流沿いの標高200m～850mの急傾斜地に散在しています。

(歴史的条件)

明治22年町村制施行により東豊永村、西豊永村、大杉村、天坪村の4村となりました。その後、昭和30年にこの4村が合併し大豊村が誕生、翌昭和31年天坪村南部5集落が香美市（旧土佐山田町）に分村編入され現在の町域となり、昭和47年に町制を施行し、大豊町となりました。

(社会的条件)

本町は、昭和35年18,231人であった人口が、令和2年には3,252人と大幅に減少してきました。また、若年層を中心に人口の流出が続いた結果、高齢化が極度に進み、令和2年の65歳以上人口の割合が58.7%となり、過疎化とともに地域の大きな課題となっています。この人口の高齢化は更に進行しており、令和7年3月31日現在の住民基本台帳人口では60.90%に達しています。

また、315.06 km²という広大な行政区域に85集落が点在し、町全体の過疎化の中、特に周辺山間部の集落においてこの進行が著しく、集落規模は1戸から130戸と集落間において極端な差が生じており、人が住んでいない集落も存在します。高齢化においても集落間の差が顕著となり、85集落の65歳以上の人口割合は24%から100%となっています。このうち、小規模でしかも高齢者の割合の高い集落が周辺山間部に点在し、こうした集落では集落機能を失いつつあり深刻な問題となっています。

以上のような状況の中、住民の生活の基盤である道路網をはじめとする公共施設等の整備は相当図ってまいりましたが、いまだに都市部との格差を是正する水準には至っていない現状にあります。

(経済的条件)

町内総生産額は、令和3年度市町村経済統計では149億2千万円で、その内訳は第一次産業10.6%、第二次産業40.4%、第三次産業47.9%、その他1.1%であります。特に第一次産業において生産額が極端に低いことは、農業が立地条件的な制約から生産性が低く高齢者を中心とする零細規模農家が大半を占めていること、資源の減少が要因となっています。

その基幹産業であり経済基盤となるべき第一次産業の低迷が、今日の過疎、高齢化を生んだ要因であり、今日においても状況は変わらず経済的条件は非常に厳しい状況にあります。

(過疎の状況)

人口は、令和2年国勢調査で3,252人となっており、平成27年から令和2年の5年間で17.9%の高い減少率となっています。この結果、過去60年間において約

82%の人口が減少しています。世帯数についても減少を続けており、令和2年国勢調査では1,787世帯で、一世帯当たりの人口は1.8人となっています。

また、過疎化とともに高齢化の進行が著しく、令和2年国勢調査では65歳以上の人口の占める割合が58.7%となり、超高齢化社会の到来に伴い高齢単身世帯620世帯、高齢者のみの夫婦世帯397世帯と合計で1,017世帯、全世帯の56.9%を高齢世帯が占めており将来に深刻な影を落しています。

これまでの過疎計画に基づく各種の施策を積極的に実施し、生活環境をはじめとする社会資本の整備が図られたにもかかわらず、山間地域の厳しい立地条件のもとでは急激な社会変化に対応できず、依然として整備水準の格差が是正されていないことを示しています。

今後においても、過疎、高齢化の進行による出生数の減少、地域産業の低迷による若者流出など、依然として人口減少が続き、将来人口予測においても全国第1位と高い減少率が予測され、地域の将来にとって大きな課題となっています。

人口減少率（予測）全国第15位

	2050年	指数	全国順位
総人口	1,016	31.2	15
0～14歳	41	22.4	
15～64歳	303	26.1	
65歳以上	216	35.2	
75歳以上	456	39.1	
65歳以上	672	35.2	

指数（2020年=100）

出典：国立社会保障・人口問題研究所

（社会経済発展の方向）

国勢調査で総就業者数を見ると、昭和35年には10,085人いた就業者が令和2年には1,682人と急激に減少しました。特にこの減少は第一次産業を中心に進んでおり、昭和35年には就業者数の76.6%を占めていたものが、令和2年には35.3%と就業者総数の減少状況を上回る減少を示しています。

経済基盤となるべき就業者が、自然減を中心とする過疎化現象の影響を直接受け、衰退が顕著な最近の第一次産業の状況、更にこれに代わる経済基盤となる産業のない現状は、過疎化、高齢化の中で非常に深刻な状況にあります。

今後は、最も大切な基幹産業である農林業について、産業政策としての農林業から「環境との共生」という地域政策としての視点を加えた取り組みを進めるとともに、加工、流通を含めた地域資源を活用した6次産業化を推進するなど、地域産業の活性化を図り、また都市から見ると非日常である山村の日常の営みを多くの人々に体験していただくことから交流の活発化を図るなど、環境、交流からの山村の再生を進めます。

そして環境世紀と言われる時代に、国土を保全し国民生活を守る上で、厳しい環境の山村に人が生活することの必要性、重要性の認識を持ち山村環境に根ざした生活に直結する社会資本の整備、防災対策の充実などの生活環境の整備を進めるとともに、超高齢社会に対応した日常生活、集落機能など地域で生きていく上で欠くことのできない生活支援についてハード、ソフト両面からの対策を充実するなど、地域における住民生活の実態に沿った生活の安全、安心、快適の確保を進めます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

(人口)

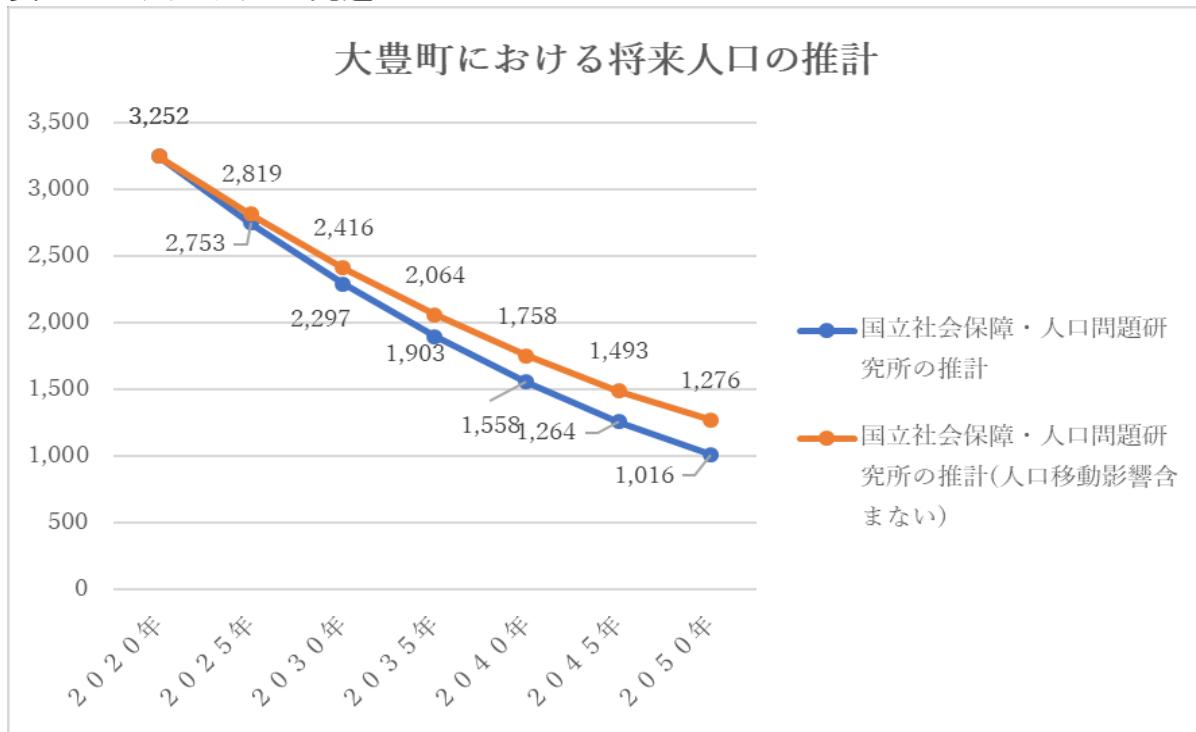
昭和30年以来減少し続けてきた人口は、過疎、高齢化の進行により出生数の減少、地域産業の低迷による若者流出など、依然として人口減少が続いており、将来人口予測において減少率が全国第15位と予測され、地域の将来にとって大きな課題となっています。

今後においても人口増加が予想される集落もなく、一方で高齢化社会における自然減の増加による人口の減少が危惧され、全体として更に人口は減少することが予想されます。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 18,231	人 11,018	% △39.6	人 7,760	% △29.6	人 5,492	% △29.2	人 3,962	% △27.9	人 3,252	% △17.9	
0歳												
～14歳	5,804	1,816	△68.7	889	△51.0	368	△58.6	188	△48.9	183	△27	
15歳												
～64歳	10,661	7,126	△33.2	4,522	△36.5	2,336	△48.3	1,559	△33.3	1,160	△25.6	
うち15歳 ～29歳 (a)	3,362	1,636	△51.3	659	△59.7	388	△41.1	219	△43.6	144	△34.2	
(b)												
65歳以上	1,766	2,076	17.6	2,349	13.2	2,788	18.7	2,215	△20.6	1,909	△13.8	
(a)／総数 若年者比率	% 18.4	% 14.8	—	% 8.5	—	% 7.1	—	% 5.5	—	% 4.4	—	
(b)／総数 高齢者比率	% 9.7	% 18.8	—	% 30.3	—	% 50.8	—	% 55.9	—	% 58.7	—	

表1-1(2) 人口の見通し



国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した仮定

(産業)

本町の産業別就業人口については、令和2年に1,682人で、町人口の51.7%占めておりますが、平成17年から令和2年までの15年間で641人減少し、増減率は△2

7.6%となっています。

昭和50年には、47.4%を占めていた第一次産業就業人口ですが、米の生産調整、木材価格の低迷等により急減し、令和2年には就業人口比率が35.3%まで減少しました。さらに過疎・高齢化や後継者不足により、今後も減少することが予想されます。

第二次産業就業人口は、公共投資の減少に伴う土木事業の縮小等により今後も減少することが予想されます。

第三次産業就業人口は、余暇の増大や自然志向が高まる中ですが、総人口が減少していくことを考えると今後の伸びは期待できません。

今後は、地域の特色を活かし農林業を中心に6次産業化に向けた取組のさらなる強化を図り、新たな地場産品の創出や地域資源の掘り起こしと高付加価値化を行い、都市部への販路を開拓・拡大することにより効果的に町外から稼ぎ、町内で循環させる地域経済構造を生み出すことで、地場産業の発展と雇用創出につなげることが必要です。

表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年			昭和50年			平成2年			平成17年			平成27年			令和2年			
	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	
総数	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	
	10,085	6,128	△39.2		3,989	△34.9		2,323	△41.8		2,047	△11.9		1,682	△17.8				
第一次産業就業人口	人	人	—	人	人	—	人	人	—	人	人	—	人	人	—	人	人	—	
	7,729	2,902	—		959	—		586	—		745	—		594	—				
第二次産業就業人口	人	人	—	人	人	—	人	人	—	人	人	—	人	人	—	人	人	—	
	663	1,550	—		1,588	—		660	—		397	—		326	—				
第三次産業就業人口	人	人	—	人	人	—	人	人	—	人	人	—	人	人	—	人	人	—	
	1,693	1,676	—		1,442	—		1,077	—		905	—		762	—				

表1-1(4) 産業別生産額の動向

(単位：百万円)

区分	平成18年			平成22年			平成27年			平成30年			令和3年				
	生産額	生産額	増減率	生産額	生産額	増減率	生産額	生産額	増減率	生産額	生産額	増減率	生産額	生産額	増減率		
総数	16,023	11,029	△31.2		14,288	29.5		13,866	△3.0		14,920	7.6					
第一次産業			%			%			%			%					
	662	704	6.3		1,131	60.7		1,276	12.8		1,576	23.5					
第二次産業			%			%			%			%					
	7,240	2,785	△ 61.5		5,324	91.2		4,814	△ 9.6		6,022	25.1					
第三次産業			%			%			%			%					
	8,121	7,540	△ 7.2		7,833	3.9		7,776	△ 0.7		7,152	△ 8.0					
その他			%			%			%			%					
													170	#DIV/0!			

出典：令和3年度 市町村経済統計書（高知県総務部統計分析課）

(3) 行財政の状況

(行財政の状況)

平成27年度と令和2年度を比較してみると、平成27年度歳入歳出総額と令和2年度歳入歳出総額では、大幅な増額となっています。

本町の財政力指数は平成27年度で0.16、令和2年度で0.17となっており、過疎地域指定要件の一つである財政力指数の基準値0.51を大きく下回っています。

公債費負担比率は9.1%であり、実質公債費比率は2.4%となっています。一般的に公債費負担比率は、15%が警告ライン、20%が危険ラインと言われており、平成27年度の28.6%と比較すると改善がみられ15%を下回っています。また、実質公債費比率についても、地方債の発行が許可の対象となる16%を下回っており、改善

も見られています。

全体的に改善がみられているものの、財政力指数をみると厳しい財政状況にあることが分かります。また、過疎・少子高齢化が進行し、税収等が減少する一方で、景気の先行きが不透明な中、地方交付税も削減方向に進んでおり、厳しい財政運営を迫られています。そのため、計画的・効果的な施設等の管理や、補助金の見直しなど、健全な財政運営に努める必要があります。

表1－2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	5,421,466	5,847,904	7,095,444
一般財源	3,063,508	3,026,348	3,579,318
国庫支出金	591,858	589,961	1,138,321
県支出金	835,351	637,356	867,006
地方債	523,400	402,400	792,734
うち過疎債	292,000	197,500	485,400
その他	407,349	1,191,839	718,065
歳出総額 B	5,214,603	5,289,165	6,679,054
義務的経費	1,883,481	2,223,908	1,507,598
投資的経費	1,370,979	1,252,955	1,890,548
うち普通建設事業	1,347,455	574,115	1,091,830
その他	1,960,143	1,812,302	3,280,908
過疎対策事業費	1,487,704	321,100	985,517
歳入歳出差引額 C (A-B)	206,863	558,739	416,390
翌年度へ繰越すべき財源 D	44,282	359,015	223,473
実質収支 C-D	162,581	199,724	192,917
財政力指数	0.160	0.160	0.170
公債費負担比率	22.3	28.6	9.1
実質公債費比率	12.2	11.4	2.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	84.5	80.1	65.8
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	5,165,310	2,986,338	5,580,439

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
町道改良率 (%)	4.7	14.2	22.6	29.0	30.3
町道舗装率 (%)	11.2	55.2	71.7	78.3	81.7
農道延長 (m)	—	—	—	168380	12,921
耕地1ha当たり農道延長 (m)	15.2	39.4	51.0	—	41.5
林道延長 (m)	—	—	—	990430	100,979
林野1ha当たり林道延長 (m)	13.9	8.1	10.4	—	36
水道普及率 (%)	35.6	50.1	51.2	54.6	70.0
水洗化率 (%)	—	13.6	15.9	30.5	39.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	13.9	15.4	11.1	18.9	22.8

(4) 地域の持続的発展の基本方針

基本方針1：暮らし働く環境づくり

集落の過疎化とともに進行した高齢化へ対応するため、人・暮らし・集落活動

への支援を充実させ、農林業を中心とする地域産業の振興においては、産業政策としての農林業に「環境との共生」という地域政策としての視点を加えた取組を推進し、山村の環境を活かした地域資源等を活用した地域活力の更なる向上、産業の創出、起業等を支援します。また、様々なニーズに対応した住環境の整備や働き方・暮らし方への支援を充実させ、お試し住宅等を活用した町内二段階移住等により、移住・定住対策を推進するなど、「暮らし働く持続可能な地域社会の形成及び環境づくり」に取り組みます。

基本方針2：安心して元気に暮らせる地域づくり

住み慣れた地域で安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、高齢者宅への定期的な訪問、交通弱者の移動手段の確保、集いの場の充実、外出支援、福祉・医療の充実等に取り組みます。また、気候変動に伴う異常気象による豪雨災害や大規模地震などから住民生活を守る上で、山村における厳しい環境で生活することの意義や重要性は高まっております。そのため、生活に直結する社会資本の整備、防災対策の充実など生活環境の整備を進めるとともに、集落機能を維持するためハード、ソフト両面からの対策を充実するなど、「安心して元気に暮らせる地域づくり」に取り組みます。

基本方針3：未来へつなげる土台づくり

「おおとよ」の未来を託す子どもたちの健やかな成長、そして生まれ育った大豊の未来に強い思いを持ち、無限の可能性に果敢に挑戦するたくましい成長を願い、地域、保育、学校、行政が一体となった特色ある教育環境の充実に取り組むとともに、子育て世代・若者世代への支援、子育て・学びへの支援、修学等への支援の充実により、夢をはぐくむ子育て環境を可能にします。また、子どもたちに託す山村の日常の営み、地域における住民の学びや活動への支援、地域文化や伝統文化を守り未来へ伝える活動を支援するなど、「未来へつなげる土台づくり」に取り組みます。

この3つの基本方針のもと、5つのまちづくり機能を目指します。

「暮らしのおおとよ」を目指して

大豊の文化である山村の営みや集落コミュニティを中心とする集落交流拠点から元気な地域づくりを進め、みんなが安全・安心・快適に暮らせる「住みたい」と思える町を目指します。

「活力おおとよ」を目指して

地域資源を活用した循環型の農林業及び小規模事業者における小さな農林業を推進し、美しい山村を次世代に継承させる取り組みを進め、山村で暮らし、働く環境を目指します。

「健やかおおとよ」を目指して

「地域まるごと包括ケア」によって、子どもから高齢者までが元気に健やかに暮らすことができる地域づくりを目指します。

「おいでよおおとよ」を目指して

地域で培ってきた人や風土を活かした交流機会の更なる創造によって、地域を元気にする取り組みを進めるとともに、いつまでも愛着のある地域で暮らせる町づくりを目指します。

「つなごうおおとよ」を目指して

「おおとよ」の未来を托す子どもたちの、やさしく、かしこく、たくましい成長を目指します。

以上のような基本方針及びまちづくり機能により、

未来へつなげる魅力あふれる町	×	= おおとよ
豊かで元気な暮らし広がる町		

を目指します。

（5）地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、本計画期間内において達成すべき計画全般に関わる基本目標

評価項目	目標数値 (令和12年度)	備考
出生数の増加	9名	
人口の社会増減 (基準値令和6年度末)	0 (-31)	
人口の自然増減 (基準値令和6年度末)	-60 (-87)	

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度行われる第9次大豊町総合計画、第3期大豊町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理とともに、住民代表、学識経験者及び各種団体等から組織する「おおとよ創生総合戦略推進会議」において評価します。

（7）計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年とします。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

◎公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

・本町の行政サービスの充実及び本町の施策的な事由により今後も継続して維持管理を行う必要があるものについては、維持管理及び運営方法を検討の上、

必要に応じて大規模修繕等を行う。

- ・公共施設等の老朽化及び機能の低下、利用者数の変動等の現状を把握し、安全に公共施設等を利用できるよう継続して維持管理を行う。
- ・既存計画と連動し、公共施設等総合管理計画の考え方を加味し、引き続き、適切な維持管理及び更新等を行う。
- ・現状調査の結果、老朽化が著しい及び利用頻度が低い施設は、複合化・集約化・除却等を検討する。

◎本計画との整合性について

大豊町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設などの整備、維持管理等について整合を図りながら、整備の必要性を十分に検討のうえ、持続可能な行財政運営を前提とした計画を推進します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

住宅環境整備及び空き家の有効活用、定住向けの住宅への支援、就業支援、集落を中心としたコミュニティ活動への支援等により、移住・定住対策を推進していきます。

(1) 現況と問題点

(移住・定住)

急激な人口減少（過疎化）、住民の平均年齢が64.1歳（令和7年3月31日住民基本台帳）となった高齢化の進行（超高齢化）、子育て世帯の減少による出生数の減少（少子化）、地域産業の低迷による若者流出などは地域の将来にとって大きな課題です。

一方で、生活様式の変化や働き方改革が進み、地方への移住ニーズが高まっています。移住希望者に対する総合的な情報提供や受け入れ体制の整備、住みよい環境を整え、将来にわたり活力ある地域を維持するために、交流・関係人口の創出・拡大及び移住・定住の推進に向けた取り組みが必要となっています。

(地域間交流の促進)

本町では、都市部の人にとっては非日常で魅力的な山の暮らしやアウトドア体験、文化体験、ものづくりなどを通じた活動を推進し、協働の森事業など企業と連携した都市との交流の活発化を進めています。

全国的な人口減少や少子高齢化が進行する中、過疎地域において都市部との交流を進めることは、地域の魅力を再認識する機会になるとともに、経済的、社会的、文化的な側面で大きな効果をもたらすものであり、地域力の向上など、持続的発展を図るうえで重要な施策であると考えます。

(人材育成)

令和7年3月31日現在の集落の現状は、高齢者が半数を超える集落が76集落となっており、全体の89%を占めています。過疎・高齢化の進行により、集落単位での自治活動、集落を中心とする地域活動の維持という問題が顕在化しており、地域づくりの担い手不足が課題となっています。

(2) その対策

(移住・定住)

◎交流からの定住対策

定住に向けての多様な支援体制を充実するとともに、地域の環境、行事、習慣などを体験する「お試し住宅」を活用した町内二段階移住の推進や空き家の有効活用などにより定住対策に積極的に取り組みます。

◎移住相談窓口の設置

令和元年度からの6年間で移住実績が85組（105人）と、年々移住希望者は増えてきているため、引き続き移住相談窓口を設置し移住希望者と集落とのマッチングを図るとともにNPO法人及び高知県移住サポートーとも連携し、移住・定住を推進します。

◎移住プロモーション事業

都市に住む移住希望者に本町の環境や習慣、住居、仕事などの情報を発信するため、東京、大阪等で開催される県主催の移住相談会などに参加します。また、SNS等を活用したプロモーション事業に積極的に取り組みます。

◎移住・定住者用住宅の確保

移住者は年々増えているが「使える空き家」は少ないため、住宅の確保対策として利用可能な空き家の掘り起し、また、空き家改修補助金の積極的な活用を進めていきます。

(地域間交流)

◎地域間交流の推進

ラフティング、トレッキングなどの地域の自然を活かしたアウトドアスポーツと山の暮らしを組み合わせた商品を、都会に暮らす人々に非日常のアクティビティとして販売する取り組みや、日常の生活の営みや生産の営みを体験型教育旅行のコンテンツとして商品化する取り組みを進めるなど、交流機会の創造から地域を元気にする取り組みを進めます。

◎交流拠点の充実

拠点観光施設（山莊樋ヶ森、ゆとりすとパークおおとよ、道の駅大杉）の再生・魅力化を進め、交流拠点として施設の充実を図り、交流人口の拡大に取り組みます。

◎交流推進体制の充実

交流人口を拡大させるため、拠点観光施設を運営している指定管理者と密な連携を図り、観光誘致活動の支援に取り組みます。

また、土佐れいほく観光協議会との連携による交流事業の拡大を目指して、誘客プロモーション等を積極的に推進します。

◎交流からの関係人口の確保

「おおとよ」の魅力を最大限に活かした観光・交流機会の創出や地域イベント等の取組を支える関係人口の確保に取り組みます。

(人材育成)

地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用することで、地域力の向上を図るとともに、地域産業の担い手、地域づくりの担い手となる人材の確保・育成に努めます。

評価項目	目標数値 (令和12年度)	備 考
拠点施設利用者の増加	115,000 人	
移住者数	80 人	

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 交流からの定住対策事業		移住希望者の相談窓口、空き家調査、移住情報の発信や都市部でのPRを行い、町内への移住を推進する。 また、移住希望者に対し移住促進研修所を提供し、町内のことや移住希望地区の現状などの情報収集を行う。
	(5) その他 協働の森事業		環境先進企業との協定による森林の再生、交流の促進

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

大豊町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

3 産業の振興

「活力おおとよ」を目指して、農林業の振興、商工業の振興等に取り組みます。

(1) 現況と問題点

(農業)

これまで本町では、生産を業としての農業に生活のゆとりとして楽しむ農業を加えることにより、「ゆとり農業」として位置付け推進してきました。平成8年には、第三セクター（株）大豊ゆとりファームを設立し、農協、関係機関及び農家との連携による新たな地域農業システムを確立するとともに、ゆとり農業を推進し、併せて農地を守ることが環境保全並びに定住環境を育むとの視点に立った施策を展開してきました。

基盤整備においては、ほ場整備、農道整備、水路整備等を実施し、農作業の効率化・機械化の促進を実現してきました。しかしながら、整備を必要とする農地はいまだ多く残された状態であり、住民すべての要望にはこたえきれていない状況にあります。一方、農業従事者、担い手の問題に関しては、過疎・高齢化の進行に伴う担い手の不足・労働力の低下が深刻であり、高齢化の中にある農業の在り方、担い手の育成が課題となっています。

経営の近代化に向けては、組織農業の推進、営農指導の強化、農業近代化資金の導入、生産者組織の強化等担い手の育成に向けた取り組みを行い、ライスセンターの建設、園芸施設の整備、農作業の機械化、遊休農地の防止策を講じてきました。

また、流通体制の整備については、出荷作物の特産化と併せ、広域連携により推進してきましたが、目標額には至っていない状況にあります。

山村における第一次産業の低迷、急傾斜地に点在する田畠に代表される生産環境の厳しさ、人口の都市集中による担い手不足など、過疎、高齢山村を象徴するかのごとく農地の減少が続いている、農地を守ることが大きな課題となっています。

(林業)

本町の民有林面積は、24,910ha、蓄積は12,277千m³であり、国有林を含めると町土面積の88%を森林が占めています。

森林は、林産物の生産、国土の保全、水源の涵養、自然生活環境の保全等多面的な機能の発揮を通じて地域住民の生活と深く結びついています。

更に、地球温暖化を防止するための二酸化炭素の吸収や、蓄積の機能等森林の重要性は地球規模で考えなければなりません。

この貴重な森林資源の本町の現況を見ると、戦後嘗々と続けられてきた造林の推進により、人工林面積は17,591haで、人工林率は71%となっており、優良な人工林が形成されています。このうち7齢級以上が約97%を占め森林資源は充実してきています。

しかしながら、林業の採算性の悪化などにより林業生産活動が全般的に停滞し、間伐、保育等が適正に実施されず、水源涵養機能や国土保全機能が十分発揮できない森林が増加しています。

そのため、適正な森林管理の基盤となる林道、作業道等の路網整備を行い森林施設の集約化を図り、計画的で効率的な森林整備を推進するとともに間伐材の有効利用を図ります。また、皆伐においても平成25年8月に大型製材工場が操業を開始するなど町内において木材の需要が高まっており森林環境に配慮しながら

積極的に行っていきます。

山村における第一次産業の低迷、後継者不足、人口の都市集中による担い手不足など、過疎、高齢山村を象徴するかのごとく林業従事者数の減少が続いている、山林を守ることと素材生産量の確保が大きな課題となっています。

(商工業)

これまで、商工会を通じた支援制度の実施等により、地域商業の振興を図ってきましたが、地域内購買力の低下が問題視されている中、若者を中心として購買力の地域外流出が進み、これまで実施してきた商業振興策も抜本的な商業振興には結びついていないのが現状です。

工業においては、これまで地域資源を活用した企業誘致を積極的に進めてきましたが、今後においても、町内未利用地・遊休施設などを活用した誘致に取り組むほか、既存企業の定着化を図る必要があります。

(2) その対策

(農業)

本町の厳しい気候や自然条件の中でも、地域の特性を活かした夏秋栽培などの農業生産を展開し、生産性が高く利益の上がりやすい農業の実現と産地化、農業所得の向上に取り組みます。

また、農業だけでの経営が困難となる中でも、半農半X（兼業農家）等の小さな農業を推進し、他産業との連携を図り、農産物の高付加価値化、高収益化、低コスト化や生産基盤整備などソフト面、ハード面双方から支援を行います。

これらの取組を行い、農業、農村の有する多面的機能の発揮、環境との共生、山村らしい暮らしの維持に寄与する農業を振興していくとともに、大豊ゆとりファームや認定農業者等の担い手を核として、集落環境を守り山間農業を維持していきます。

◎環境農業の振興

れいほく八菜や有機野菜、碁石茶などの地域ブランド化の取組、搾汁用ゆず等の販売強化を進めるほか、銀不老豆の生産拡大と品質確保に取り組みます。さらに、柚子の有機栽培の推進など環境と調和のとれた農業生産の確保を目指し、流通や販路の開拓など有機農業者の取組を支援するとともに、地域の担い手として育成・確保に積極的に取り組むことにより、山村の特性を活かし、環境と共生できる環境農業の推進を目指します。

◎薬草栽培の推進

山椒を中心とする薬草栽培の産地化に向けて、生産者組織の支援、契約栽培による販路のさらなる開拓、民間と協働した取組を進めるなど、薬草栽培の推進に積極的に取り組みます。

◎大豊ゆとりファームの充実

農作業の受託による水田環境などの農地の維持、農産物委託販売、町伝統的地域特産物である碁石茶、ゆずの生産、継承など農業を中心とする取組のほか、地域おこし協力隊や山村農業実践センターを活用した研修制度の構築、インターンシップの受け入れなどによる担い手の確保と育成、また地域の生活・生産の日常の営みを守り支える生活環境整備事業も展開し、地域の維持と地域営農を支える複合経営拠点体制を充実します。

◎農地を守り地域を守る

地域農業を将来へ継続し、次世代に農地を引き継いでいくための地域計画（ちいき計画）を実行するため、地域との協議の場を継続的に実施します。

また、中山間地域等直接支払制度による集落営農体制の充実や、大豊町版農地バンクの活用、棚田の景観維持など、多面的な農地保全対策に積極的に取り組みます。

◎振興作物の产地化、高付加価値化の推進

農業所得の向上のため、基幹成長作物のミニトマトなどの生産量、生産面積、収量の増加を支援し、产地化、高付加価値化に取り組みます。

環境と調和のとれた農業生産の確保を目指し、流通や販路の開拓などの取組を支援するとともに、地域の担い手として育成・確保に積極的に取り組みます。

◎鳥獣被害対策の推進

獣友会を中心に、鳥獣被害対策実施隊を設置し、シカ、イノシシ、サルなどの鳥獣被害を防止します。また、捕獲に対する奨励制度、電気牧柵設置に対する補助制度などにより、鳥獣被害対策に取り組むほか、ジビエ肉（シカやイノシシ）の活用にも積極的に取り組みます。

捕獲従事者の高齢化、減少の中でも鳥獣捕獲数を維持していくため、新たにＩＣＴ機器やデータを活用したスマート捕獲事業を実施し、捕獲制度の向上や効率的な捕獲により、各地区の特徴に合った鳥獣被害対策の確率を目指します。

（林業）

林業・木材産業の成長産業化、嶺北地域の林業クラスターによる地域経済の活性化に向けて、森林環境譲与税を活用した新事業地の確保により、森林整備を加速させるとともに、原木増産による域内での木材加工施設等へ流通させる取組みを推進します。

さらに、林業従事者の雇用の増大と施業による森林所有者の収益アップを目指すとともに、未整備森林を適切に管理するために森林環境譲与税の活用による施業の実施と小規模林業（自伐型林業を含む）などの小さな林業を推進し、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることを目指します。

山村の住民が協力しあい、山村の保全管理や森林資源の循環利用により、次世代に継承する豊かな森づくりを推進します。

◎原木増産体制の強化と森林資源循環利用の適切な実行

森林の集約化（団地化）を推進することによる森林整備（搬出間伐）の加速化と皆伐から再造林による原木増産体制の強化を図ります。さらに、森林を次世代へ継承し、地域内の「しごと」を生むことを目指し、適切な森林では町内で生産されたコンテナ苗を活用し、伐採跡地の再造林（植林）に積極的に取り組みます。

◎林業担い手育成対策、小規模林業（自伐型林業を含む）の推進

減少する林業従事者数の対策として、林業の担い手の育成を支援し雇用の創出を図ります。また、森林を所有又は受託し、施業する小規模林業に対する支援を拡充し、新たな小規模林業の増大と森林資源の有効活用を推進します。

◎森林の有する多面的機能の発揮

森林による生物多様性保全や地球環境保全、土砂災害防止機能、水源涵養機能などの多面的機能を発揮させながらＳＤＧｓに貢献するため、森林整備を積極的に推進します。さらに、カーボンオフセットの普及を推進し、森林の二酸化炭素（温室効果ガス）吸収量のクレジット化を推進します。

◎森林環境譲与税を活用した森林整備の推進

森林環境譲与税を活用し、これまで整備が行き届かなかった森林に対して、森林所有者の意向調査を実施し不明所有者の把握に努めるほか、適切な森林整備を促進するための取組を推進します。

(商工業)

商圏が消滅したともいわれる町内商業、超高齢社会における日常生活物資確保の困難性など地域の特殊な現状の上に立って、町内消費を奨励するなど、地域における商業機能の維持、充実に努めるとともに、雇用の場の確保、地域資源の活用などによる地域経済の活性化に向け、地域資源活用型の企業導入を積極的に進めます。

◎商工業の振興

地域における消費購買力の向上に向け、町商工会の商品券活用を奨励し町内消費を喚起するとともに、商工業者と宅配業者が提携した配送事業を推進し、商工業の振興に積極的に取り組みます。

◎起業支援

地域資源を活用するなど、多様な起業に向けての取り組みの活発化を推進するため、地域における起業活動の支援に向け積極的に取り組みます。

評価項目	目標数値 (令和12年度)	備考
農用地面積の維持 (地域計画における)	277.3ha	
農作業受託面積	17.8ha	
薬草の生産量	6,100kg	
ミニトマトの生産量	17,000kg	
鳥獣捕獲数	2,600頭	
素材生産量	4.1万m ²	
林業従事者数	79名	
森林整備の拡大 (間伐面積)	60ha	
おおとよ宅配サービスの利用件数	1,100件(維持)	

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体
2 産業の振興	(1)基盤整備			
	林業	林業事業体経営体制改善構築事業	経営体制を改善するためのシステム整備に対する補助金	林業事業体
	(3)経営近代化施設			
	農業	園芸用ハウス整備事業費補助金	園芸用ハウス整備補助	高知県農協
		施設園芸品質向上対策支援事業費補助金	園芸用ハウスのビニール資材及び設置費用の助成	施設園芸農家
	(9)過疎地域持続的発展特別事業		<p>ゆとり農業推進交付金 • 生産を業としての農業に加え、生活を楽しむ「ゆとり農業」の確立と、それを通じた国土・自然環境の保全や豊かな景観の維持等の公益的機能の保全を図るため、水稻の農作業を受託する法人及び個人に対し交付金を交付する。</p> <p>環境保全型農業推進事業 • 基幹産業である農業について、過疎地域の持続的発展を図るため環境保全型農業の支援、担い手の育成、生産性の向上、有利品目の導入、販売促進、農産物の加工等を通じた所得の向上等を目指し、農業の振興を図る。</p>	(株) 大豊ゆとりファーム、受託者（個人）
			<p>農地保全推進特区交付金 • ゆとり農業推進交付金制度において、耕作放棄地、遊休農地の防止に取り組んでいる参入法人に対し、補助を行う。</p>	株)大豊ゆとりファーム
			<p>環境保全型農業推進事業費補助金 • 環境農業を推進するため、天敵微生物の導入、花粉高配用ミバチ等供給、拍動自動灌水装置導入等に対して補助する。</p>	高知県農協・環境保全型実践農家

		<p>振興作物产地化支援事業 振興作物であるトマトやゆずを产地化するために必要な農機具等の購入、植栽条件整備等の経費を補助する</p>	農業者
		<p>特産物新需要創造委託事業 ・地域固有農産物の高付加価値化を図ること等により農業・農地を回復するとともに過疎・高齢化による特産物製造技術を後世に伝承することにより、農業の公益的機能の実現及び生業として成り立つ農業の振興を視野に入れ取り組む。</p>	大豊町
	地域産業開発等事業	<p>中山間地域で安心し住み続けることができる地域を実現するため、新たな発想で、クールベジタブル等の拠点型ビジネスの仕組み作りに取り組む。</p>	(株)大豊ゆとりファーム、生産組合、碁石茶協同組合、町内で組織する協議会及び任意の団体、農業者
	新規就農者支援対策事業費補助金	<p>新規就農者が基盤となる施設を整備する際、園芸用ハウス事業に併せて、附帯施設や材料費について補助する。</p>	新規就農者
	多面的機能支援交付金	<p>農業・農村が有する多面的機能が維持・発揮されることを目的に、地域共同による地域資源の適切な保全管理を図る取り組みを行う農地に対し補助する。</p>	多面的機能維持活動協定組織
	製材用原木増産支援事業	<p>製材工場の原木の確保及び安定供給を行うため、原木先行取得から材売上に至るまでの間の運営に係る借入金に対する利子を補助する。</p>	森林組合、林業事業体、生産森林組合、林業者の組織する団体、地方公共団体が出資する法人、素材生産業を営む者

林業担い手育成対策事業	林業の活性化を図るため、森林組合及び林業事業体等に対し、「緑の雇用」事業において雇用する林業従事者の育成に要する経費を交付する。	緑の雇用事業を活用する森林組合、林業事業体
森林資源循環推進事業	森林資源を再生させることにより、森林の公益的機能を高めるとともに、質的充実を図っていく観点から、林業事業体等による伐採跡地の再造林等を支援するため、実施主体が行う人工造林等に要する経費に対して、補助金を交付する。	森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林整備法人森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者
緊急間伐総合支援事業	森林の持つ公益的機能の維持増進を図るほか、小面積でも山仕事を続ける森林所有者を支援するとともに、雇用の確保等のためにおこなう間伐の実施に要する経費について補助する。	森林所有者、森林組合、生産森林組合、林業・木材産業を業として2名以上で組織する林業者の団体、新規参入建設業者
森林資源活用推進事業	自伐林家等を増加させるとともに森林資源の有効活用を目的とし、チップ業者に出材する経費に対し支援する。	自伐林家
原木増産推進事業	製材工場等に必要な原木の増産、安定的及び効率的な生産並びに供給体制の構築を図るため、林業機械レンタルに係る経費に対して補助する。	高知県小規模林業推進協議会の会員
拠点観光施設指定管理委託業務	民間企業の持つノウハウやスピード感等を活用し、交流人口の増を図るため、町内拠点観光施設の運営を委託する。	指定管理者

(11)その他	小規模簡易ハウス整備事業	簡易ハウス整備に対する補助	新規就農者、認定農業者
	小規模ほ場整備事業	小規模な農地の生産基盤整備	農業者等
	シカ個体数調整事業	狩猟期間中捕獲報奨金	狩猟者
	鳥獣被害緊急対策事業費補助金	鳥獣被害防止柵等材料購入費用補助及び捕獲報奨金	狩猟者・有害鳥獣被害地域
	中山間地域等直接支払制度	1 ha 以上の団地化集落補助	協定集落
	農産物輸出促進事業費補助金	環境保全型農業の推進に係る育成支援及び技術、機械の導入、有機JASの認定取得等の経費に対して補助する。	高知県農協
	農業生産物等販売強化支援対策事業	農業生産物等の販売強化活動等に要する経費に対する交付金	農業者
	ゆとり農業推進補助金	ゆとり農業推進交付金の農作業を受託する法人等に、事業で使用する農機具等の購入費用に対して補助する。	農業者
	米受給調整総合対策事業推進費補助金	地域協議会が行う米の数量調整に係る事務費を補助する。	大豊町農業再生協議会
	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	鳥獣被害緊急対策事業費補助金の捕獲報奨金の上乗せで交付する(ジビエの利用を目的として食肉加工施設に搬入した場合は増額)。	狩猟者

	森林環境整備促進事業	効率的な森林整備のための経費に対する補助金	森林組合、林業事業者、高知県が認定した育成経営体
	森林環境健全化事業	小面積で団地化が難しいエリアについて森林整備を促進する。	森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林整備法人森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者
	原木安定供給事業	森林整備に対する意欲向上を促進する。	森林組合
	森林・山村多面的機能発揮対策支援事業	里山林の資源を保全・活用することにより、山村の活性化里山林をはじめとする森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組に係る経費に対して予算の範囲内で補助する。	地域協議会

(4) 産業振興促進事項

1. 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
大豊町全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）及び（3）のとおり。

3. 他市町村との連携について

産業振興を促進するにあたっては、近隣市町村と連携しながら進めます。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

大豊町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

「暮らそうおおとよ」を目指して、情報化の推進等に積極的に取り組みます。

(1) 現況と問題点

近年、頻発する大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大による安心・安全に対する意識の高まり、働き方・ライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化に伴い地方移住への関心が高まっています。本町では、情報化のための施設については情報通信基盤整備として、災害時における確実かつ安定的な情報伝達を確保するため、町全域の光ケーブル化が完了しています。これにより、高速・大容量の情報伝達が可能になり、インターネットの高速通信が可能となりました。さらに、この施設を利用した音声告知端末放送により、住民に対して迅速かつ正確な防災情報の伝達及び行政情報の提供を行っています。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、オンライン会議が急速に普及しましたが、各種行政手続きや施設予約等のデジタル化は進んでいません。そのため、デジタル人材の育成や確保、行政手続きや施設予約等のデジタル化をはじめとしたDXが必要となります。

また、地上デジタル放送の視聴環境については、本町の地理的条件により住民が組合等を組織し、共聴施設を整備し視聴している。地上デジタル放送への移行から20年以上が経過し、組合施設の老朽化も進んでいます。さらに少子高齢化や過疎化の進展により組合員数が減少傾向にあり、施設の維持管理も厳しい状況となっている。

(2) その対策

情報環境の充実による魅力ある生活環境を実現するため、超高速ブロードバンド環境を活用した情報サービスの充実を更に進めるとともに、携帯電話の不感地域解消などに向けた取り組みを推進し、高度情報化に対応した情報環境の整備を通じて、若者に魅力ある生活空間の実現に取り組みます。

◎情報化の推進

高齢者の見守りネットワーク、ゆとりすと放送（行政放送、緊急放送）などの充実など、情報サービスの拡充に積極的に取り組むとともに、町民の利活用向上に向けた取り組みを積極的に推進します。

◎情報格差対策の推進

高齢者の見守りや日常生活での必要性から、町内全域で携帯電話の通話・通信が可能となるよう不感地域解消や次世代移動通信網などの整備支援に向けた取り組みを積極的に推進し、情報格差の是正に努めます。

◎共聴施設更新の推進

地上デジタル放送の視聴環境において、辺地共聴施設が点在し、同軸ケーブルで伝送を行っている施設については、災害時においても電源供給が極力不要な光ケーブルによる伝送が有効と考えることから、将来にわたって安定したテレビ視聴ができるよう組合への支援を図るとともに、国、県及び放送事業者に対し共聴施設の持続可能性の確保に関する要望活動を実施する。

評価項目	目標数値 (令和12年度)	備考
ゆとりすと放送加入率	88%（維持）	

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	有線テレビジョン放送施設	みんなで支える郷づくり事業（共聴組合補助）	町内のテレビ共同受信施設組合が保有する施設に対する保険料及び支障木伐採や不要ケーブルの撤去、簡易的な修繕に係る費用の一部について補助する。	共聴組合
		共聴施設整備事業（共聴施設整備等事業費補助金）	共聴施設の老朽化に伴い、施設の更新及び新設する費用に補助金を交付する。	共聴組合
	ブロードバンド施設	高速情報通信基盤整備事業	高速ブロードバンド基盤の整備や利活用による地域活性化施策	大豊町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

大豊町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

「暮らそうおおとよ」を目指して、交通通信体系の整備、交通手段の確保等に取り組みます。

(1) 現況と問題点

急峻で脆弱な地形と厳しい自然条件にあることから、住民すべてに満足される生活環境の改善という面ではまだ多くの課題が残されています。

国道439号の改良が順次進められていますが、未改良部分が多く国や県への要望のもとに整備を推進する一方、町道、農林道についても災害に強い道路づくりを視点においていた改良及び舗装などの整備を進める必要があり、橋梁等道路構造物についても、老朽化が進んでおり、早急な対策が必要不可欠となっております。

また、住民の交通手段の確保対策も重要な課題に上げられており、効率的なバス運行及び利便性を考慮した交通弱者対策を図ることが必要となっています。

道路整備の状況（令和6年4月1日現在）

区分	路線名	町内延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)
自動車道	川之江～大豊	13,030	—	—
	大豊～南国	10,830	—	—
国道	国道32号	29,122	100.00	100.00
	国道439号	22,724	42.44	100.00
県道	磯谷本山線	10,190	2.06	100.00
	川之江大豊線	19,901	72.31	100.00
	角茂谷停車場線	472	16.31	100.00
	大田口停車場線	135	100.00	100.00
	豊永停車場線	348	39.66	100.00
	土佐岩原停車場線	246	95.93	100.00
	東祖谷山大杉停車場線	7,159	12.40	100.00

(資料：産業建設課)

町道・農林道の状況（令和6年4月1日現在）

区分		大豊町	
町道	総延長(m)	424,600	—
	実延長(m)	420,403	—
	改良済延長(m)、(%)	125,895	30.00
	舗装済延長(m)、(%)	343,924	81.80
	自動車交通不能道延長(m)	47,144	—
	歩道延長(m)	890	—
農道	総延長(m)	12,456	—
	耕地1ha当たり延長(m)	12.10	—
林道	総延長(m)	101,413	—
	林野1ha当たり延長(m)	4.07	—

(資料：産業建設課)

(2) その対策

生活に密着する社会资本の整備を進めるため、生活直結道路網の改良及び維持管理、国、県事業による地すべり対策、砂防対策など防災施設の整備、河川の整備を進めます。

◎道路網の整備

毛細血管部分まで快適な通行を確保するため、国道 439 号の改良促進、町内生活道の改良促進、橋梁の長寿命化をはじめとする維持管理など、住民生活や産業振興に直結する道路網の整備、管理に積極的に取り組みます。

◎公共交通の確保

人口減少による利用者の減少や高齢化の進行による利用形態の変化により、地域住民の日常生活を支える移動手段の確保は厳しい現状となっているが、既存の公共交通の見直しや新たな移動手段の導入等により、将来にわたり利用できる持続可能な公共交通の確保に取り組みます。

◎交通手段の確保

乗合タクシー制度、通院タクシー制度などを充実させ、高齢者を中心とする交通弱者の交通の確保、買い物支援など暮らしの充実に努めます。

評価項目	目標数値 (令和 12 年度)	備 考
乗合タクシーの利用促進 (利用率)	22%	利用率 年間延人数／年度末人口

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設 名)	事業内容		事業主体
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道			
道路	町道維持修繕工事	路面の補修 横断側溝設置 側溝清掃、草刈り等		大豊町
		舗装打換工 オーバーレイ工		大豊町
		道路パトロール委託料	道路パトロール及び路面整備	大豊町
		道路台帳整備委託料	道路台帳の更新	大豊町
		町道改良修繕工事	擁壁工、ブロック積工 落石防護柵工 排水構造物工	大豊町
	橋梁	橋梁点検事業	定期点検、点検調書作成	大豊町
		橋梁長寿命化修繕事業	橋梁塗装、修繕	大豊町
	(2)農道	農道維持修繕工事	路面の補修 横断側溝設置 側溝清掃、草刈り等	大豊町
	(3)林道	林道改良工事	擁壁工 落石防護柵工 排水構造物工	大豊町
		林道維持修繕工事	路面の補修 横断側溝設置 側溝清掃、草刈り等	大豊町
		林道舗裝修繕工事	路面及び排水施設補修	大豊町

(9)過疎地域持続的発展特別事業 (10)その他	交通弱者対策事業 ・過疎地域において維持確保が困難な通勤・通学、高齢者の病院への通院及び生活用品の購入の際等に利用する交通手段の維持及び活性化を行うために、乗合タクシー助成等の支援を行い、地域住民が将来にわたり安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	乗合タクシー制度助成金事業 ・過疎地域の高齢者の交通手段を確保しようと導入した乗合タクシーを利用する住民の負担を軽減するため、一定の条件で乗合タクシーを運行する事業者に対し、乗合タクシー料金の一部を助成し、住民の交通の確保を図る。	タクシー事業者
	みんな健やか推進事業 (障害者就労通所支援事業)	障害者就労支援事業所に通所する事業所の送迎を確保できない者に対して通所のための交通費について補助する。	大豊町
	とまレール大杉管理委託料	とまレール大杉駅の管理委託料	大杉駅サポート協議会
	県営土木事業費負担金	国道 439 号・県道改良、急傾斜地崩壊対策	高知県
県営林道開設事業費負担金		県営林道開設負担金 (事業費 × 5 %)	大豊町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路や橋りょう等について、維持修繕・長寿命化の方針に基づき、必要な事業を計画的に実施します。

6 生活環境の整備

「暮らそうおおとよ」を目指して、住環境の整備、消防・防災機能の強化、生活環境の整備等に取り組みます。

(1) 現況と問題点

(生活環境)

快適な生活環境を守る上では、廃棄物処理体制、水道施設、浄化槽など、更に整備を図る必要があります。

今後はゴミ分別収集の徹底、リサイクルに向けての取り組みなどに住民の理解と協力を求めていくことが必要となります。また、住民の消費生活を健全に守るために、消費者行政のより一層の充実を図る必要があります。

生活環境施設の整備状況

区分	大豊町
簡易水道及び飲料水供給施設	給水人口(人) 1,891
	普及率(%) 62.02
し尿処理	処理人口(人) 1,678
	実施率(%) 55.03
ごみ処理	処理人口(人) 3,049
	実施率(%) 100

(資料：令和7年度公共施設状況調べ)

(消防・防災)

住民の生命と財産を災害から守り、災害発生時に迅速かつ的確に対処できる体制づくりを目指し、危険箇所の調査や防災施設の整備、自主防災組織などの充実に努めてきました。

しかし、高齢者等の緊急避難体制を確立するという課題も残されています。

消防活動については、年々増加する独居老人への対策、火災予防に対する住民意識の高揚を図るために、各消防分団による火災予防広報活動を実施しています。

町内の地すべり危険箇所は多数あり、未指定地区や対策事業が施工されていない地区も多く残されているため、砂防事業対策を含めて今後も国・県に対して事業の拡大実施を要望していくことが必要となっております。また、消防活動や防災対策もなお一層の充実を図り災害の防止を図るとともに、全住民の安全確保に努めていく必要があります。

(住環境の整備)

これまで定住のための重点施策として住宅整備を進めてきており、定住住宅確保として107戸(公営住宅30戸、単独住宅77戸)を整備してきましたが、公営住宅用地の確保問題やライフスタイルの多様化に応じた住宅整備の課題に取り組む必要があります。

公営住宅等の状況

区分	戸数
公営住宅	30
単独住宅	77
合計	107

(資料：令和7年度公共施設状況調べ)

(2) その対策

(生活環境)

森林の荒廃などにより生活用水の確保に困窮する地域における飲料水供給施設など、地域特性に対応した生活に密着する社会資本の整備を更に進めます。

◎飲料水の確保

南海トラフ地震などの大規模災害対策として老朽化した水道施設の改修を進めるとともに、森林の荒廃による水源枯渇などに対応した飲料水供給施設の整備を進めるなど、飲料水確保対策や水道施設の維持管理の効率化に積極的に取り組みます。

◎河川の整備

地域文化の源である吉野川について、濁水、洪水、異常低水温など、早明浦ダムに起因する被害の抜本的対策及び支流を含めた河川環境の整備について国、県に強く働きかけるとともに、河川が本来有する多面的機能の確保を行い、地域の営みを支える機能の回復、活用を積極的に進めます。

◎浄化槽の整備

家庭排水の浄化により水源地域としてクリーンな水環境を守るとともに、日常における生活の質の向上を目指し浄化槽の整備に積極的に取り組みます。

◎廃棄物対策の強化

住民の環境意識の高揚に努め、リサイクル活動、ごみの分別収集体制などを充実するとともに、広域連携による処理体制の充実を図り、環境に配慮した廃棄物対策の強化に積極的に取り組みます。

(消防・防災)

自主防災組織及び消防団の充実強化を進め、地域における消防、防災機能を高めるなど、安全・安心で快適な日常生活の確保対策を進めます。

◎地域防災の強化

一刻と迫りくる未曾有の大災害から町民の生命、身体及び財産を守るため地域防災計画をはじめ、国土強靭化地域計画及び大豊町事前防災行動計画（タイムライン）といった各種防災計画を有機的かつ総合的に運用し、防災の専門知識と経験を有する外部人材（地域防災マネージャー制度）の導入を視野に入れ、国、県、防災関係機関等との連携を一層強化しながら、特に発生が懸念される地すべり及び急傾斜地崩壊（がけ崩れ）、土石流などの土砂災害予防対策を推進し、地域住民の安全確保に向けた事前防災及び減災対策を実施します。

また、地域防災力向上のため、各地区及び自主防災組織、消防団、事業者などとの一体的な連携強化を図り、自助・共助・公助の理念に基づき災害に強い地域社会づくりを推進します。

さらには平時から地区内で起こり得る災害危険箇所の確認など防災に対する意識の普及、災害時に適切な行動がとれるよう地域の特性を踏まえた実践的な防災訓練の実施、指定避難所における飲料水、食料、生活必需品等の備蓄・点検の徹底、防災拠点である地区集会所及び消防団屯所などの資機材整備を実施し、ハード、ソフト両面から町全体の防災体制を全力で強化することで、災害に強いまちづくりを推進します。

◎救急機能の強化

地域における見守りネットワークによる緊急時の通報体制の充実、緊急ヘリポートの活用、広域連携など、地域における救急搬送体制、機能の強化に積極的に取り組みます。

◎消防機能の強化

町外からの通勤者や女性の消防団加入促進による消防団員の確保、消防設備及び機械器具の充実や自主防災組織との合同訓練を実施し、強化を進めるとともに、隣接する町や常備消防との広域連携を密にして消防体制を充実させる等、消防機能の強化を進めます。

◎交通安全、防犯対策の推進

交通安全、防犯を一元的に取り組む地域安全協議会を中心に、地域安全パトロールの強化による防犯活動の充実、交通安全運動の推進を図るとともに、安全、快適な通行を確保するための交通安全施設の整備を進めるなど、交通安全、防犯対策に積極的に取り組みます。

(住環境の整備)

過疎化の進行や高齢者のみ世帯の増加と相まって、高齢者の居住問題は更に大きくなることが予想されるため、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、不安を抱えるお年寄りの生活の場に出向き、日常の不安の共有や解決策を共に見い出す取り組みや、住宅の改修など、高齢者のニーズに合わせたきめ細かなサービスの充実を図ります。

◎住宅の確保

住宅の確保については、公共から民間へと移行する方向を目指しながら、老朽化した町営住宅の改修や建替えを計画的に推進します。

また、超高齢社会における需要の動向にも配慮するなかで公営住宅の今後の管理の在り方について検討するとともに、空き家の有効活用など、定住対策としての住宅の確保について積極的に取り組みます。

評価項目	目標数値 (令和 12 年度)	備 考
水道施設の整備 (水道有収率)	39.3%	
合併処理浄化槽の普及促進	59.0%	
消防団員の確保	190 名 (維持)	
交通安全施設の整備数	6 か所／年 (維持)	
移住・定住者用空き家の確保	60 戸	

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	大豊町簡易水道漏水調査委託事業	漏水調査委託	大豊町
		大豊町簡易水道修繕事業	導・配水管等の修繕	大豊町
		大豊町簡易水道施設管理委託事業	大豊町簡易水道施設管理の委託事業	大豊町
		大豊町簡易水道耐震化工事	簡易水道施設の耐震化工事	大豊町
	その他	簡易給水施設整備事業費補助金	安定的な飲料水の確保を図り、地域住民が安心して暮らせる生活環境を整備する。	大豊町
		生活用水確保支援事業	大豊町簡易給水施設における保守・監視システムなどの機器設置などを行う。	簡易給水施設組合
		簡易給水施設PFAS検査委託事業	簡易給水施設における浄水のPFAS検査委託料	大豊町
	(2) 下水処理施設			
	その他	浄化槽設置整備事業		受益者
	(5) 消防施設	消防施設等整備事業	老朽化した消防屯所の整備	大豊町
		小型動力ポンプ付積載車等整備事業	配備数4台	大豊町
	(6) 公営住宅	町営住宅川口南団地改修事業	建物大規模改修2棟 (2棟×12世帯)	大豊町
		大豊町住宅再編整備事業	町営住宅津家団地の新設及びその後の維持管理 (22世帯分)	大豊町

(7) 過疎地域持続的発展特別事業	家具等安全対策支援事業	家具転倒防止対策に対する補助金	大豊町
(8) その他	地域防災対策総合事業（自主防）	防災用品の整備	大豊町
	避難施設設備蓄品整備事業	避難施設の備蓄品等の整備及び更新（飲料水、食料品、生活必需品）	大豊町
	一般消防事務	消防団員装備の充実化	大豊町
	木造住宅耐震診断事業委託料	木造住宅耐震診断	大豊町
	木造住宅耐震改修等事業補助金	木造住宅耐震改修設計及び改修工事	大豊町
	老朽住宅除却事業補助金	木造住宅除却	大豊町
	ブロック塀等耐震対策事業	倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去及び新設	大豊町
	簡易水道事業会計アドバイザリ－事業	大豊町簡易水道事業会計のアドバイザリー事業	大豊町
	簡易水道事業消費税実務支援事業		大豊町
	がけくずれ住家防災対策工事	斜面対策工	大豊町
	河川改修工事	護岸工（ブロック積・コンクリート擁壁等） 護床工 排水構造物工	大豊町

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

事業の効率化、健全な運営を行い、自身や施設の老朽化に備えて計画的に点検・修繕・更新を行います。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

「健やかおおとよ」「つなごうおおとよ」を目指して、高齢者・障害者対策の充実、健康づくりの推進、子育て環境の充実等に取り組みます。

大豊町に住む全ての人に対してニーズに応じた適切な支援を行うことにより、一人ひとりが自分らしく生きることをサポートすることを目指し、世代や分野の垣根を越えた包括的な支援体制づくりを推進します。

(1) 現況と問題点

(高齢者)

令和7年3月31日現在の住民基本台帳では人口に占める65歳以上の割合（高齢者比率）が、全国平均を大きく上回る60.9%を記録しております。

今後においても高齢者比率は更に上昇することが推測されることから、本町は未だ経験したことのない超高齢社会を経験しなければなりません。

このため、こうした状況に対応しうる高齢者福祉施策の展開が必要とされ、元気な高齢者の生きがいづくりの推進はもとより、高齢者世帯の増加に対応するため、在宅福祉サービスの充実や介護保険制度の適正な運営を行うほか、寝たきりの高齢者や介護をしている家族への支援が必要となっています。

さらに、高齢者単身世帯に対する見守りサービスや緊急通報体制の提供など、住み慣れた地域で安心して生活を送ることが出来るよう支援体制の強化を図る必要があります。

(障害者)

身体障害者手帳所持者は、全体数でみると減少傾向にあります。等級別にみると、1級の障害者が28%を占め、2級の方を含めた重度障害者は全体の40%と障害の重度化がみられます。また、身体障害者手帳所持者の88%以上が65歳以上の高齢者となっています。障害区分別では、各年とも肢体不自由が全体の55%以上を占めています。

また、知的障害者（療育手帳所持者）の数はほぼ横ばい状態であり、精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成21年度以降増加傾向にあります。

国においては、平成25年4月に障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえた「障害者総合支援法」として改正施行されました。「障害者基本計画（第5次）」が令和5年3月に策定され、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針」の一部改正が令和5年5月に行われました。複雑化、多様化する障害者をめぐる諸課題を、自助、共助、公助の枠組みで整理し、地域ぐるみで解決していくことが求められています。

今後においては、障害者が安心して暮らせる環境整備が重要な課題となっています。

(子育て環境の確保)

本町では、過疎化や少子化により園児数が減少し、町立保育所1園、民営保育所1園となっているが、引き続き保育の質の向上を図る必要があります。

現在、核家族や地域における人間関係の希薄化等により、親の子育てへの負担は増加しており、家庭での子育て機能の低下や保育ニーズが多様化しているため、家庭環境に

応じたきめ細かな支援が必要です。また、親子が気軽に集い交流・相談できる環境づくりを整備しており、子育て世代の保護者の支援を行っています。

また、妊娠・出産に対する不安や悩みを抱える人が増加しており、経済的支援や妊娠・出産・子育てまで心身ともにサポートする体制、子どもを安心して産み育てられる環境づくり、子育てしやすい環境づくりが必要となってきます。

保育所の状況（令和7年4月1日現在）									(単位：人)	
保育所名	開設年月	改築年月	定員	入所児童数						
				0才	1才	2才	3才	4才	5才	合計
大杉	S31.4	R4.1	80	2	2	4	7	4	5	24
社協 豊永	S35.3	S55.3	20	0	1	2	2	1	9	15
合計			100	2	3	6	9	5	14	39

(資料：教育委員会)

(健康の保持・増進)

全国的に増加しているがん、糖尿病など、生活習慣病と呼ばれる疾患が多く見られ、疾病的早期発見・早期治療体制の整備を推進するとともに、食生活改善習慣を住民に広く周知させていくことが重要と考えられます。更に健康管理・運動教室の推進を通じて健康づくりへの積極的な意識・行動を啓発していく必要があります。

(2) その対策

(高齢者)

住み慣れた地域で安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、不安を抱えるお年寄りの生活の場に出向き、日常の不安の共有や解決策を共に見出す取り組みや、社会福祉法人への支援、光回線環境を活用したボランティアなどによる声掛けサービスの更なる充実を図るとともに、高齢者を中心とする交通弱者の移動手段や外出機会への支援を充実します。また、地域の生活環境の特性に対応したソフト、ハード両面からの日常生活の支援体制を充実します。

◎生きがいづくりの推進

高齢者自身が自分らしくいきいきと過ごすことができるよう、自主活動、老人クラブ活動やシルバー人材センター活動など住民活動の活性化を支援します。

◎集いの場の充実

あつたかふれあいセンター事業や自主活動の集いの場を利用し、相談支援や生活支援、介護予防（フレイル対応）に取り組み、高齢者の集える場所の充実に努めます。

◎フレイル予防活動の推進

介護予防や重症化防止のため、フレイル予防に地域で取り組み、心身共に元気な高齢者を増やすことを目指します。

◎暮らしの充実

地域における高齢者の暮らしの充実を図るため、あつたかふれあいセンター事業の外出支援などを通じて、買い物支援や新たな移動手段の確保対策について検討します。

◎見守りネットワークの充実

光回線を活用した愛コンタクトサービス、各組織の見守り、声かけなどにより日常の生活をサポートするとともに、地域における見守りネットワークの充実に積極的に取り組みます。

◎高齢者への訪問と相談対応の充実

高齢者の訪問と相談支援体制を充実し、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるようにします。

◎介護サービスの充実

山村の立地特性からくる課題への対応及び、介護予防に重点を置いたその人らしさを大切にした介護サービスを提供できる仕組みづくりに積極的に取り組みます。

(障害者)

障害のある人が自らの意思によって、その暮らし方を決めていく、その意思決定やそれに基づく生活に必要な支援を提供するとともに、関係機関と連携して、障害のある人が地域社会の中で、その一員としての役割を果たしながら自分らしい生活を送ることができる町づくりを目指します。

◎相談支援の充実

障害福祉に関する様々な問題についてその人がその人らしく生活するために必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか権利擁護のために必要な支援を行います。

◎地域生活の充実

障害のある人の日常生活環境の整備、外出支援、交流の機会の確保に努めるなど、障害福祉サービスの充実に積極的に取り組みます。

◎自立の促進

れいほく地区障害者自立支援協議会を通じて、地域の資源を活用してできる就労に向けての取組や、日中活動の場の充実に取り組み、障害のある人の生活の自立促進に積極的に取り組みます。

◎共生社会の推進

障害の理解に関する啓発活動を進めるとともに、障害を理由とする差別の解消を進めます。また、障害のある人が、自らの決定に基づき社会活動に参加しその能力を最大限に發揮して自己実現できるよう支援します。

(地域包括ケア)

◎地域包括ケアの機能強化

地域共生社会の実現に向けてこれまで以上に専門職や集落支援員その他関係機関の職員が情報共有を図り、個々のニーズに応じた重層的な支援体制の構築や切れ目のない支援に取り組みます。

◎権利擁護の推進

高齢者や障害のある人が自分らしく生きる権利を守ることができる支援体制の整備に取り組みます。

(子育て環境の確保)

地域における保健福祉と教育の連携を密にし、地域の将来を託す子どもたちの子育て支援を行います。また、子育て環境の充実に向けて、子どもの数が減少する地域の現実の上に立った施設の整備、保育サービスの質的向上の充実を図るとともに、子どもたちの医療、地域における子育て環境の整備など、子どもたちの健やかな成長を積極的に支援します。

◎妊娠・出産・育児に対する支援体制の充実

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠から出産、子育てに応じた切れ目のない支援体制づくりに努めます。

◎就学前教育・保育環境の充実

「子ども・子育て支援事業計画」の遂行により、就学前の子どもの教育・保育環境の充実を図ります。

◎子どもの健やかな成長支援

全ての子どもたちが夢や希望を持って成長できるよう、子育て中の家事、育児等の負担軽減生活の安定に資すために支援、健康・医療への支援、経済的支援など、子育て支援施策の充実に積極的に取り組みます。

(健康の保持・増進)

住民が生涯を通じて健康に暮らすことを目標に、ライフスタイルに応じた健康の維持、健康のために自らが主体的に取り組むことのできる生活環境、健康サービスの充実に向けた健康づくり支援体制を充実します。

◎健康づくりの推進

住民参加による健康づくりを推進するため、健康づくり婦人会活動など、住民が中心となった保健活動を支援します。また、地域における医療、介護、保健の連携を推進するなど、健やかな暮らしの実現に向け、積極的に取り組みます。

◎医療費の適正化

集団検診や医療機関での個別健診の実施により健診受診率の向上に努め、生活習慣病などの予防により医療費の削減につなげ、住民が医療や介護に頼らずに健やかに暮らすことのできる取組を進め、健康寿命の延伸を目指します。

◎食育活動の推進

生涯を通じて健全で安心な食生活を送るため、食生活改善推進員活動を支援とともに、地域の食材利用による地域食文化の伝承普及などを通じて食育活動を積極的に推進します。

評価項目	目標数値 (令和12年度)	備 考
地域包括支援センター担当等による 独居高齢者・高齢者世帯宅訪問	2,900 件	
出生数の増加	9 名	
介護保険新規認定者の平均年齢	85.0 歳	
健診受診率の向上	がん検診受診率 23% がん検診精密検査受診率 100%	

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>・福祉タクシー事業（タクシーチケット給付） 過疎地域において、障害（児）者が、通院、その他社会的活動にハイヤー又はタクシーを利用する場合にその乗車料金又は給油料金を助成することにより、社会での活動範囲を広め、障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>・福祉サービス推進事業 社会福祉協議会の各種福祉活動事業（老人クラブ、身体障害者、民生委員、ボランティア等）の効率的な運営を図り、多様な福祉ニーズにこたえる。</p> <p>みんな健やか推進事業 ・過疎地域という地理的条件のもと住み慣れた地域で健やかに暮らせるよう福祉タクシー事業、各種福祉サービス事業等を実施し、高齢者等の福祉の向上及び健康の増進を図り安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。</p> <p>・健康管理システム保守 過疎地域での各種予防接種、各種検診、特定健診等の健康管理情報を一元化し、地域や住民の実情等を分析・把握することにより、効率的な受診勧奨、健康づくりの推進等の実現を図る。</p> <p>・食生活改善事業 「私達の健康は私達の手で」をスローガンに食生活の改善から町民の健康づくりに取り組む。</p> <p>・見守りネットワーク事業 過疎地域での高齢者等の孤独感を和らげ、自立して住み慣れた地域社会の中で生活できるよう、シルバーホン貸与事業及び日常生活での安否確認事業を実施し安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。</p>	大豊町
			大豊町
			大豊町
			大豊町食生活改善推進協議会
			大豊町

	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 障害者に対する相談支援事業について、有資格者を有する事業所に委託する。 	大豊町
	<ul style="list-style-type: none"> ・あったかふれあいセンター事業 子どもから高齢者、年齢や障害の有無にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりをすることを目的に、介護予防とあわせたデイサービスの充実を図る。介護予防や閉じこもり対策を目的とし、集いの場の支援、送迎支援及び生活支援を行う。 	大豊町
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり教室・健康マイレージ事業 健康づくり教室、健康マイレージ事業を実施することで、町民の健康意識を高める。 	大豊町
介護保険指定居宅介護サービス事業	介護保険の指定居宅介護支援事業者としてのサービス提供分においての不効率部分への補助を行う。	大豊町
在宅介護者生活支援手当	在宅で生活する要介護者に対し手当を支給し、生活を支援することにより在宅介護を促進する。	大豊町
民生委員協議会運営事務補助金	福祉の増進を図るため、大豊町民生委員協議会が実施する事業に対し、補助金を交付する。	大豊町社会福祉協議会
嶺北シルバー人材センター運営費補助金	シルバー人材センター事業の業務拡大、会員拡大に向けた取り組みに対して補助金を交付する。	指定管理者

介護用品支給事業	要介護4及び5認定の町民を在宅介護している家族に介護用品を支給し、介護に係る経済的負担を軽減する。	大豊町
集落支援事業	集落支援員3名が、町内の高齢者世帯(主に75歳以上)を巡回して状況の確認や相談対応を行う。	大豊町
消費者行政推進事業	悪徳商法や詐欺防止に関する普及啓発 消費生活相談 多重債務問題対応 家庭用品品質表示法・消費生活用品安全法に基づく検査の実施	大豊町
就労継続支援B型事業所支援事業	嶺北管内の就労継続支援B型事業所に対し補助金を交付する。	大豊町
障害福祉サービス等確保支援事業	障害福祉サービスを確保するため、町内在住の方に障害福祉サービスを提供する事業所に対し助成する。	大豊町
在宅障害者支援事業	住宅改造を希望する障害者に対し補助する	大豊町
子育て世帯訪問支援事業	家事、子育て等に対して不安または負担をかかえる子育て世帯及びヤングケアラー等がいる世帯に家事等を支援する者が居宅を訪問し支援する。	大豊町

	医療的ケア児等総合支援事業（レスパイト事業）	医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等の介護を行う家族等の負担軽減を図るため、看護師を居宅に派遣し、家族等が行っている医療的ケアを一定時間代替する。	大豊町
	敬老事業	満 99 歳以上の町内に住所を有する方に、長寿を祝福して記念品を贈呈する。	大豊町
	ようこそおおとよっ子事業	新たに大豊町の住民となった 15 歳の年度末まで乳幼児及び児童のいる家庭に民生委員が訪問することで家庭と地域社会をつなぐ。	大豊町
	要保護児童対策事業	要保護児童対策地域協議会の調整機関や関係機関等の連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図る。	大豊町
(9)その他	住宅改造支援事業	住宅改造に係る費用の一部助成	大豊町
	放課後子ども教室推進事業	放課後子ども教室	大豊町

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

大豊町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

8 医療の確保

「健やかおおとよ」を目指して、医療費の適正化、医療体制の整備等に取り組みます。

（1）現況と問題点

本町は、総面積 315.06 k m²の広大な行政区域を有しており、その集落は散在しています。しかし、医療機関が少なく、その受診者は公共交通機関にも恵まれておらず、免許証返納等により車の運転ができない高齢者がほとんどとなっています。

また、無医地区の解消、救急医療の万全化に取り組んでいますが、専門医療対策や、より高度な医療体制を図るために、広域的な医療機関と連携した整備を図る必要があります。

（2）その対策

◎健康づくりの推進

住民参加による健康づくりを推進するため、健康づくり婦人会活動など、住民を中心とした保健活動を支援します。また、地域における医療、介護、保健の連携を推進するなど、健やかな暮らしの実現に向け、積極的に取り組みます。

◎医療費の適正化

集団検診や医療機関での個別健診の実施により健診受診率の向上に努め、生活習慣病などの予防により医療費の削減につなげ、住民が医療や介護に頼らず健やかに暮らすとのできる取組を進め、健康長寿の延伸を目指します。

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ・無医地区診療事業 無医地区の初期医療の確保と保健医療サービスの充実のため医師を派遣し、無医地区診療を行い地域医療の確保を図る。 	大豊町
		<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦・乳幼児健康診査事業 母子ともに健全に成長し、健康を保持、増進させるため母子の健診費用を助成 	大豊町
		<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業 定期予防接種及び任意予防接種の周知及び助成 	大豊町
		<ul style="list-style-type: none"> ・総合検診（ガン検診）事業 住民にがん検診の周知及び受診の啓発をし、受診につなげ、疾病の早期発見・治療を行う。 	大豊町
		<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者健康診査事業 住民の健康寿命のため、後期高齢者の健康診査を実施 	大豊町
		<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者人間ドック補助事業 後期高齢者医療被保険者の人間ドック受診費用を助成する。 	大豊町

		<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック受診助成事業 国民健康保険被保険者の人間ドック受診費用を助成する。 	大豊町
		<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導事業 「高齢者の医療の確保に関する法律」において義務づけられた特定健診及び特定保健指導を実施し、生活習慣病予防に取り組み、医療費の削減につなげていく。 	大豊町
		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療費助成事業 0歳から18歳に達する日以降における最初の3月末日間での者の医療費の一部負担金全額助成 	大豊町
		<ul style="list-style-type: none"> ・透析通院扶助費 大豊町の自宅から透析治療のために通院している方への交通費の補助 	大豊町

9 教育の振興

「つなごうおおとよ」を目指して、学校教育の推進、社会教育の推進等に取り組みます。

(1) 現況と問題点

(学校教育)

児童・生徒数の減少が進むなか、少子化・情報化・国際化の急速な進展・経済情勢の急激な変化など、児童生徒を取り巻く環境が深刻な状況にある中、令和4年4月から大豊町立大豊学園が開校となり、地域、保育、学校、行政が一体となった教育環境整備を進めてきました。今後もグローバル化や教育意欲の低下に対応するよう、さらなる教育行政サービスが求められています。

(社会教育)

これまでに公民館や集会所の改修により、各地域への生涯学習活動拠点の充実を行ってきました。

今後は、超高齢社会の中、高齢者にとって参加しやすい高齢者教室や、一人でも多くの住民が参加しやすい学習の場の提供が求められています。

また、サークル・文化活動などの社会教育活動を地域社会の形成手段として取り組んでいくことも求められています。

(2) その対策

(学校教育)

「かしこく、やさしく、たくましい」子どもの成長を願って、義務教育学校での9年間のゴールイメージに向けて「大豊らしい特色ある教育」、「子どもたちが夢中になれる学校づくり」、「子どもたちが夢のきっかけをつかむことのできる教育」を推進します。教育環境を更に充実し、子どもたちが「大豊で学んでよかった」、保護者が「大豊で子育てしてよかった」、町外の人たちから「大豊で子育てしたい」と言わされる「おおとよ教育」を推進します。

◎地域の特性を活かした特色のある学校づくり

本町で育つ子どもたちが、ふるさとに誇りと愛着を持って成長できるよう「大豊を心に刻む教育」を推進しながら、地域の特性を活かした学習「おおとよ家」を連携して支え、9年間を見通した実践的なカリキュラムによる英語教育を実践し、自立して貢献できる人材の育成を目指します。

◎豊かな学びを支援

児童・生徒数の減少が進むなか、大豊学園周辺を「教育エリアのコア」として位置づけ、より良い教育環境の更なる充実を図り、教育資源の集約と効果的な連携により、発達段階に応じた切れ目のない支援を実現しながら未来に向かって羽ばたく子どもたちの学びを応援します。

◎かしこく、やさしく、たくましい「生きる力」を育む学校教育

子どもたちの学力向上を目的に教材の環境整備をはじめ健全な体力の向上を目指して先進的な支援制度の構築を図ります。

◎地域の教育力の強化

コミュニティ・スクールの推進を通じて、学校と地域が連携・協働し、地域の教育課題を共有しながら通学時の安全対策を強化するなど、子どもたちの豊かな学びと成長を支えていきます。

◎就学・修学支援の充実

保護者等の経済的負担を軽減するための事業の継続・充実を図り、本町で育った子どもたちが自らの夢を実現できるよう、義務教育終了後から社会的自立に至るまでの就学時、切れ目のない支援の充実と推進に努めます。

(社会教育)

心身ともに健やかな暮らしを目指し、自分の元気から地域を元気にする生涯現役の実践に向けた「健康」をテーマとする学習活動の充実に向け、大豊ならではの、地域における生涯学習活動の推進に積極的に取り組みます。

◎生涯学習活動の推進

「みんなで支える郷づくり事業」による地域での取組を更に充実するとともに、町民のスポーツの活動や文化活動の活発化に向け指導的な人材の確保を推進するなど、全町民の生涯学習活動を推進します。

評価項目	目標数値 (令和 12 年度)	備 考
大学等修学の応援金給付	100%	
未来応援金の給付	100%	
ゆとりすとチャレンジ塾参加率	80%	

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設 名)	事業内容		事業主体
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	おおとよ教育推進事業 ・過疎地域において、子どもたちが夢中になる大豊ならではの「おおとよ教育」を推進し、教育の振興を図る。	外国青年招致事業 ・外国語教育と異文化の認識を図るとともに、青少年をはじめ地域における国際化の認識を深めることを通じて、国際化社会に相応する人材を育成するため、大豊町国際交流員及び外国語指導助手を配置する。	大豊町
	子育て支援事業		入学記念品購入・学級費・中学生海外研修・スポーツ奨励金等・チャレンジ塾の実施・未来へつなぐ修学等応援金	大豊町
	(5)その他	地域ぐるみの学校全体体制整備事業（スクールガードリーダー）	スクールガード・リーダーの配置	大豊町
		地域アクションプラン推進事業	研修会参加、先進地視察、特別支援教育支援員の配置	大豊町
		学校図書支援事業	各学校に1名の図書支援員配置	大豊町
		学力向上支援員の配置	英語・数学の学力向上支援員の配置	大豊町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

大豊町公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、過疎計画に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備

「暮らそうおおとよ」を目指して、集落機能の整備等に取り組みます。

(1) 現況と問題点

過疎、高齢化が進行し超高齢社会となる過程において、大豊IC周辺の中心部に若年人口が集中し、全体の過疎化、高齢化の中でも特に周辺山間部集落の過疎化、高齢化が急激に進んできました。この結果、令和7年3月31日現在の住民基本台帳では人口に占める65歳以上の割合が約60.9%となり集落機能の維持が困難となってきています。

(2) その対策

誰もが希望を持って暮らし続けることのできる元気な地域を目指していくため、集落コミュニティを中心とする集落の維持・再生活動の取組を支援します。

◎元気集落活動拠点（集落活動センター）の整備

集落活動センターでの取組を維持・推進するとともに、次の世代につないでいくため、地域おこし協力隊制度等を活用しながら担い手の確保に積極的に取り組みます。

◎みんなで支える郷づくり事業

「地域でみんなが助け合う」、「地域をみんなで守る」、「地域をみんなで元気にする」の3つの取組を基本とした集落活動を支援する「みんなで支える郷づくり事業」を更に充実させるとともに、集落環境維持条例に基づく取組などを推進し、集落環境を整備することにより、いつまでも暮らせる集落の形成、元気で明るい集落の存続に取り組みます。

◎特定地域づくり事業の推進

地域における人口の急減等の課題を解決し、持続可能な地域及び地域経済の活性化を目指し、特定地域づくり事業を推進するとともに地域づくり人材の確保を図るため、特定地域づくり事業協同組合の設立に取り組みます。

◎過疎地域持続的発展特別事業基金の創設

産業の振興や集落の維持及び活性化等、過疎地域の持続的発展を図り、住民が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業に要する経費の財源として基金を創設、積み立てし、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて取り崩し、事業に充てることとします。

評価項目	目標数値 (令和12年度)	備 考
みんなで支える郷づくり事業 利用集落数	75 集落	

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	みんなで支える郷づくり事業	将来にわたって町民が自然と共生し、健康で文化的な生活を営むことができるよう、地域を支援する。	大豊町
	(3)その他	集落拠点施設環境整備事業	地元集会所管理運営助成金	地区集落
			地元集会所修繕費補助金	地区集落
		集落支援事業（集落支援員）	集会所（避難所等）、飲料水施設等の維持管理・生活道（災害時の避難経路）などの草刈りや側溝清掃、集落内の活性化事業支援等を実施して集落環境の改善を図る。	大豊町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

大豊町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

「夢をはぐくむ子育て・教育環境」を目指して、地域文化の推進等に取り組みます。

(1) 現況と問題点

(地域文化)

これまで地域文化の創造に向け、各地域の公共施設を活用した文化活動の展開を行ってきたほか、四国三郎吉野川源流・利水流域交流美術展覧会の充実、町民文化祭の開催など、イベント的文化活動にも取り組んできました。しかしながら地域の有形・無形の文化財等については、保存活動に取り組んでいるものの過疎・高齢化により後継者不足が深刻となっており、山村の日常の営みとして次世代への継承に取り組む必要があります。

(2) その対策

(地域文化)

大豊独特の山村地域の集落のたたずまい、そこで営まれる日常の生活、生産の営みに代表される山村の文化、山村の営みの中で生まれ、そして育まれ、受け継がれてきた伝統芸能、神社仏閣に代表される歴史文化など、地域の文化を守り、発展、伝承するため、地域における文化活動の推進に積極的に取り組みます。

◎伝統文化活動の推進

岩原・永渕神楽、大砂子獅子舞、寺内太刀踊りなどの民俗文化財を守り次の世代に伝承するため、保存活動の支援などを通じて地域文化活動の推進に積極的に取り組みます。

◎地域文化の発展

山村の日常の生活そのものが地域の文化であり、地域外から見ると魅力的な非日常である山村のたたずまいや生活、生産の営みを交流資源として活用すると共に、豊楽寺薬師堂、旧立川番所書院、土佐豊永郷及び周辺地域の山村生活用具、杉の大スギなどの文化財の魅力を資源として活用することにより、地域文化の発展に積極的に取り組みます。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

大豊町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

「地球温暖化対策の進んだ持続可能な社会、カーボンニュートラルの実現」を目指して、再生可能エネルギーの利用の促進に取り組みます。

（1）現況と問題点

エネルギー利用が不可欠な日常生活や企業活動において、大気汚染や地球温暖化等、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす原因となる化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換と省エネルギーの推進が必要となっています。

（2）その対策

普及啓発等を通じて一般住宅等への高効率設備の導入、長寿命化等により、町民生活の省エネルギー化を促進します。

13 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(9)過疎地域持続的発展特別事業	交流からの定住対策事業	移住希望者の相談窓口、空き家調査、移住情報の発信や都市部でのPRを行い、町内への移住を推進する。また、移住希望者に対し移住促進研修所を提供し、町内のことや移住希望地区の現状などの情報収集を行う。	大豊町
2 産業の振興	(9)過疎地域持続的発展特別事業	ゆとり農業推進交付金 ・生産を業としての農業に加え、生活を楽しむ「ゆとり農業」の確立と、それを通じた国土・自然環境の保全や豊かな景観の維持等の公益的機能の保全を図るため、水稻の農作業を受託する法人及び個人に対し交付金を交付する。	(株)大豊ゆとりファーム、受託者(個人)	
	環境保全型農業推進事業 ・基幹産業である農業について、過疎地域の持続的発展を図るために環境保全型農業の支援、担い手の育成、生産性の向上、有利益目の導入、販売促進、農産物の加工等を通じた所得の向上等を目指し、農業の振興を図る。	農地保全推進特区交付金 ・ゆとり農業推進交付金制度において、耕作放棄地、遊休農地の防止に取り組んでいる参入法人に対し、補助を行う。	(株)大豊ゆとりファーム	
		環境保全型農業推進事業費補助金 ・環境農業を推進するため、天敵微生物の導入、花粉高配用ミツバチ等供給、拍動自動灌水装置導入等に対して補助する。	高知県農協・環境保全型実践農家	
		振興作物产地化支援事業 振興作物であるトマトやゆずを产地化するため必要な農機具等の購入、植栽条件整備等の経費を補助する	農業者	

		<p>特産物新需要創造委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域固有農産物の高付加価値化を図ること等により農業・農地を回復するとともに過疎・高齢化による特産物製造技術を後世に伝承することにより、農業の公益的機能の実現及び生業として成り立つ農業の振興を視野に入れ取り組む。 	大豊町	
	地域産業開発等事業	中山間地域で安心し住み続けることができる地域を実現するため、新たな発想で、クールベジタブル等の拠点型ビジネスの仕組み作りに取り組む。	株式会社、生産組合、碁石茶協同組合、町内で組織する協議会及び任意の団体、農業者	
	新規就農者支援対策事業費補助金	新規就農者が基盤となる施設を整備する際、園芸用ハウス事業に併せて、附帯施設や材料費について補助する。	新規就農者	
	多面的機能支援交付金	農業・農村が有する多面的機能が維持・発揮されることを目的に、地域共同による地域資源の適切な保全管理を図る取り組みを行なう農地に対し補助する。	多面的機能維持活動協定組織	
	製材用原木増産支援事業	製材工場の原木の確保及び安定供給を行うため、原本先行取得から材売上に至るまでの間の運営に係る借入金に対する利子を補助する。	森林組合、林業事業体、生産森林組合、林業者の組織する団体、地方公共団体が出資する法人、素材生産業を営む者	
	林業担い手育成対策事業	林業の活性化を図るため、森林組合及び林業事業体等に対し、「緑の雇用」事業において雇用する林業従事者の育成に要する経費を交付する。	緑の雇用事業を活用する森林組合、林業事業体	

		森林資源循環推進事業	森林資源を再生させることにより、森林の公益的機能を高めるとともに、質的充実を図っていく観点から、林業事業体等による伐採跡地の再造林等を支援するため、実施主体が行う人工造林等に要する経費に対して、補助金を交付する。	森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林整備法人森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者	
		緊急間伐総合支援事業	森林の持つ公益的機能の維持増進を図るほか、小面積でも山仕事を続ける森林所有者を支援とともに、雇用の確保等のためにおこなう間伐の実施に要する経費について補助する。	森林所有者、森林組合、生産森林組合、林業・木材産業を業として2名以上で組織する林業者の団体、新規参入建設業者	
		森林資源活用推進事業	自伐林家等を増加させるとともに森林資源の有効活用を目的とし、チップ業者に出材する経費に対し支援する。	自伐林家	
		原木増産推進事業	製材工場等に必要な原木の増産、安定的及び効率的な生産並びに供給体制の構築を図るため、林業機械レンタルに係る経費に対して補助する。	高知県小規模林業推進協議会の会員	
		拠点観光施設指定管理委託業務	民間企業の持つノウハウやスピード感等を活用し、交流人口の増を図るため、町内拠点観光施設の運営を委託する。	指定管理者	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	交通弱者対策事業・過疎地域において維持確保が困難な通勤・通学、高齢者の病院への通院及び生活用品の購入の際等に利用する交通手段の維持及び活性化を行うために、乗合タクシー助成等の支援を行い、地域住民が将来にわたり安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	乗合タクシー制度助成事業・過疎地域の高齢者の交通手段を確保しようと導入した乗合タクシーを利用する住民の負担を軽減するため、一定の条件で乗合タクシーを運行する事業者に対し、乗合タクシー料金の一部を助成し、住民の交通の確保を図る。	タクシー事業者	

		みんな健やか推進事業 (障害者就労通所支援事業)	障害者就労支援事業所に通所する事業所の送迎を確保できない者に対して通所のための交通費について補助する。	大豊町	
		とまレール大杉管理委託料	とまレール大杉駅の管理委託料	大杉駅サポート協議会	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	家具等安全対策支援事業	家具転倒防止対策に対する補助金	大豊町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎持続的発展進特別事業	みんな健やか推進事業 ・過疎地域という地理的条件のもと住み慣れた地域で健やかに暮らせるよう福祉タクシー事業、各種福祉サービス事業等を実施し、高齢者等の福祉の向上及び健康の増進を図り安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー事業 (タクシーチケット給付) 過疎地域において、障害(児)者が、通院、その他社会的活動にハイヤー又はタクシーを利用する場合にその乗車料金又は給油料金を助成することにより、社会での活動範囲を広め、障害者の福祉の増進を図る。 	大豊町	
		みんな健やか推進事業 ・過疎地域という地理的条件のもと住み慣れた地域で健やかに暮らせるよう福祉タクシー事業、各種福祉サービス事業等を実施し、高齢者等の福祉の向上及び健康の増進を図り安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス推進事業 社会福祉協議会の各種福祉活動事業（老人クラブ、身体障害者、民生委員、ボランティア等）の効率的な運営を図り、多様な福祉ニーズにこたえる。 	大豊町	
		みんな健やか推進事業 ・過疎地域という地理的条件のもと住み慣れた地域で健やかに暮らせるよう福祉タクシー事業、各種福祉サービス事業等を実施し、高齢者等の福祉の向上及び健康の増進を図り安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム導入事業 過疎地域での各種予防接種、各種検診、特定健診等の健康管理情報を一元化し、地域や住民の実情等を分析・把握することにより、効率的な受診勧奨、健康づくりの推進等の実現を図る。 	大豊町	
		みんな健やか推進事業 ・過疎地域という地理的条件のもと住み慣れた地域で健やかに暮らせるよう福祉タクシー事業、各種福祉サービス事業等を実施し、高齢者等の福祉の向上及び健康の増進を図り安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善事業 「私達の健康は私達の手で」をスローガンに食生活の改善から町民の健康づくりに取り組む。 	大豊町食生活改善推進協議会	
		みんな健やか推進事業 ・見守りネットワーク事業 過疎地域での高齢者等の孤独感を和らげ、自立して住み慣れた地域社会の中で生活できるよう、シルバーホン貸与事業及び日常生活での安否確認事業を実施し安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りネットワーク事業 過疎地域での高齢者等の孤独感を和らげ、自立して住み慣れた地域社会の中で生活できるよう、シルバーホン貸与事業及び日常生活での安否確認事業を実施し安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。 	大豊町	

	<p>・相談支援事業 障害者に対する相談支援事業について、有資格者を有する事業所に委託する。</p>	大豊町	
	<p>・あつたかふれあいセンター事業 子どもから高齢者、年齢や障害の有無にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりをすることを目的に、介護予防とあわせたデイサービスの充実を図る。介護予防や閉じこもり対策を目的とし、集いの場の支援、送迎支援及び生活支援を行う。</p>	大豊町	
	<p>・健康づくり教室・健康マイレージ事業 健康づくり教室、健康マイレージ事業を実施することで、町民の健康意識を高める。</p>	大豊町	
介護保険指定居宅介護サービス事業	<p>介護保険の指定居宅介護支援事業者としてのサービス提供分において非効率部分への助成を行う。</p>	大豊町	
在宅介護者生活支援手当	<p>在宅で生活する要介護者に対し手当を支給し、生活を支援することにより在宅介護を促進する。</p>	大豊町	
民生委員協議会運営事務補助金	<p>要援護者支援台帳の整備や小地域での諸問題に対する関係機関の連携と強化等にかかる民生委員の取り組みに対して補助金を交付する。</p>	大豊町社会福祉協議会	
嶺北シルバー人材センター運営費補助金	<p>シルバー人材センター事業の業務拡大、会員拡大に向けた取り組みに対して補助金を交付する。</p>	指定管理者	

介護用品支給事業	要介護4及び5認定の町民を在宅介護している家族に介護用品を支給し、介護に係る経済的負担を軽減する。	大豊町	
集落支援事業	集落支援員3名が、町内の高齢者世帯(主に75歳以上)を巡回して状況の確認や相談対応を行う。	大豊町	
消費者行政推進事業	悪徳商法や詐欺防止に関する普及啓発 消費生活相談 多重債務問題対応 家庭用品品質表示法・消費生活用品安全法に基づく検査の実施	大豊町	
就労継続支援B型事業所支援事業	嶺北管内の就労継続支援B型事業所に対し補助金を交付する。	大豊町	
障害福祉サービス等確保支援事業	障害福祉サービスを確保するため、町内在住の方に障害福祉サービスを提供する事業所に対し助成する。	大豊町	
在宅障害者支援事業	住宅改造を希望する障害者に対し補助する	大豊町	
子育て世帯訪問支援事業	家事、子育て等に対して不安または負担をかかえる子育て世帯及びヤングケニア等がいる世帯に家事等を支援する者が居宅を訪問し支援する。	大豊町	

		医療的ケア児等総合支援事業（レスバイト事業）	医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等の介護を行う家族等の負担軽減を図るため、看護師を居宅に派遣し、家族等が行っている医療的ケアを一定時間代替する。	大豊町	
		敬老事業	満 99 歳以上の町内に住所を有する方に、長寿を祝福して記念品を贈呈する。	大豊町	
		ようこそおおとよっ子事業	新たに大豊町の住民となった 15 歳の年度末まで乳幼児及び児童のいる家庭に民生委員が訪問することで家庭と地域社会をつなぐ。	大豊町	
		要保護児童対策事業	要保護児童対策地域協議会の調整機関や関係機関等の連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図る。	大豊町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業		・無医地区診療事業 無医地区の初期医療の確保と保健医療サービスの充実のため医師を派遣し、無医地区診療を行い地域医療の確保を図る。	大豊町	
			・妊婦・乳幼児健康診査事業母子ともに健全に成長し、健康を保持、増進させるため母子の健診費用を助成	大豊町	
			・予防接種事業 定期予防接種及び任意予防接種の周知及び助成	大豊町	

	<p>・総合検診（ガン検診） 事業 住民にがん検診の周知及び受診の啓発をし、受診につなげ、疾患の早期発見・治療を行う。</p>	大豊町	
	<p>・後期高齢者健康診査 事業 住民の健康寿命のため、後期高齢者の健康診査を実施</p>	大豊町	
	<p>・後期高齢者人間ドック補助事業 後期高齢者医療被保険者の人間ドック受診費用を助成する。</p>	大豊町	
	<p>・人間ドック受診助成事業 国民健康保険被保険者的人間ドック受診費用を助成する。</p>	大豊町	
	<p>・特定健康診査・特定保健指導事業 「高齢者の医療の確保に関する法律」において義務づけられた特定健診及び特定保健指導を実施し、生活習慣病予防に取り組み、医療費の削減につなげていく。</p>	大豊町	
	<p>・子どもの医療費助成事業 0歳から15歳に達する日以降における最初の3月末日間での者の医療費の一部負担金全額助成</p>	大豊町	
	<p>・ひとり親家庭医療費助成事業 ひとり親家庭の生活の安定等のため、ひとり親家庭への医療費を助成</p>	大豊町	
	<p>・透析通院扶助費 大豊町の自宅から透析治療のために通院している方への交通費の補助</p>	大豊町	

8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	<p>おおとよ教育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域において、子どもたちが夢中になる大豊ならではの「おおとよ教育」を推進し、教育の振興を図る。 	<p>外国青年招致事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語教育と異文化の認識を図るとともに、青少年をはじめ地域における国際化の認識を深めることを通じて、国際化社会に相応する人材を育成するため、大豊町国際交流員及び外国語指導助手を配置する。 	大豊町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	<p>子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学記念品購入・学級費・中学生海外研修・スポーツ奨励金等・チャレンジ塾の実施・未来へつなぐ修学等応援金 	<p>将来にわたって町民が自然と共生し、健康で文化的な生活を営むことができるよう、地域を支援する。</p>	大豊町	<p>教育・子育て環境充実の障害となっている経済的な負担を軽減することにより、過疎地域において子育てできる基盤を整備する事業であり、過疎地域の持続的発展に資するものである。</p>
		<p>みんなで支える郷づくり事業</p>		大豊町	